

第6章 公的年金給付の債務をめぐるオンバランス問題 —国際公会計基準「社会給付」の負債概念に対する批判とその検討—

今 福 愛 志

I 課題の整理と再構成

2018年12月、国際公会計基準理事会（IPSASB）は16年間にわたる討議をへて、国際公会計基準（IPSAS）42号「社会給付」（以下、公会計基準42号と略記する）—この対象は公的年金給付と雇用給付である—を承認し、限定づきではあるが社会給付の債務のオンバランスを規定した。IPSASB会長によれば、「これは大きな里程標であり、公的セクターの議論のなかにあった断絶のひとつをうめる・・・承認への長い道のりは、高品質の基準を開発するために必要な厳格なデュープロセス、および社会給付の認識と測定をめぐるいかに激しく、互いに異なる意見があったことを示している」という¹⁾。

たしかに公会計基準42号は、国が社会給付—とくに公的年金給付—に関してオンバランスすべき債務を「法的債務または法的拘束力のある債務ではなく、期末時点において直近に支給される給付支払予想額」に限定しているの、さほど大きな影響をもつものではない²⁾。それゆえ、基準関係者はおしなべてこの基準では債務のオンバランスが十分であると受けとめていない³⁾。

IPSASBは、基準決定にいたる過程ですでに2つの試案を公表している。諮問書「社会給付の認識と測定」（2015）と公開草案63号「社会給付」（2017）である⁴⁾。これらの議論の過程における最大の問題は、社会給付、とりわけ公的年金制度が現役世代から年金受給世代への所得の配分からなる制度—いわゆる賦課方式にもとづく制度—である時、国が債務をオンバランスする必要があるかどうか、という問題である。この問題は、公的年金制度のあり方がどうあれ、かりに公会計基準（制度）が立ち入る場合の会計における論理の妥当性にかかわっている。

上述した問題は、すでにわが国では2004年の年金改革に関連したバランスシート論争において同様の議論がみられる⁵⁾。その論点は、賦課方式にもとづく公的年金制度をめぐる現役世代と将来世代の利害を、バランスシートでとらえるのは適切かどうかにあった。一方のサイドからみれば、現時点において公的年金制度の受給権をえた債務とそれのみあう保有資産をバランスシートに作成すれば多額の債務超過となり、公的年金制度の破綻は明白である。他方、わが国の年金制度は賦課方式であるから、現時点で認められる債務超過は将来世代の拠出によって埋め合わされるものであるから、債務であるとは認めがたい。論争の帰結は後者の見解が承認されるかたちで収束をみた。

本稿で論ずる債務のオンバランスをめぐる国際公会計基準の問題は、そうしたわが国の議論の焼き直しであるといつてよいか。それはつぎの2点において異なっており、あらたな事態の展開とみななければならない。

第1に、上述したわが国のバランスシート論争が、もっぱら社会保障、とりわけ年金制度の専門研究者による論争であったのに対して、今回の議論は公会計基準のあり方に係わる、もっぱら会計（学）サイドからの国際的な議論である点である。

会計基準があらためてこの問題を議論する意味はなにか。この点は本稿では十分に展開していないが（わずかに第IV説で言及してはいるが、この課題はつぎの論稿であつかわれる予定である）、社会保障をめぐって国と国民とのあいだの給付責任を国はどのようにとらえるのか、という問題にかかわっている。

賦課方式であるゆえに世代間の所得移転であるからといって、給付を担保しえない状況が認められる時、あるいは第IV節で言及されているとおり、国の財政危機によってその制度が容易に見直される状況にある時、国と国民とのあいだの給付をめぐる関係を国のバランスシートにどのようにあらわすのかは国民だけでなく国にとっても、重要な課題となっている。この課題に接近している制度のひとつが会計基準—ここでは公会計基準—である。

第2に、公的年金制度の債務問題は、公的セクターの会計基準を律する概念フレームワークにおける財務報告の目的、そして負債の定義にてらして、公的年金給付の債務問題が検討される意味が問題となる。

これは賦課方式の財政をどうみるかということではなく、国際的な機関—IPSASB—が、各国の公的年金制度—もっと包括的には社会保障—の債務を他の諸制度との整合性を考慮しつつどのようにとらえ、それを「現在の」バランスシートにどのように認識・測定・報告するかという問題であり、それを規範として—標準化され統一化された規範として—各国にもとめるといふ問題である。それは見方の問題ではなく、国際的な「制度形成」の問題である。また、この側面の検討は会計—公会計—「制度」の固有な形態ないし機能を明らかにする作業でもある。

本稿は2つの点について検討する。第1に、公的年金制度は会計（基準）の対象となりえないという観点にたつて、債務のオンバランスに反対する論拠についての検討である。第2に、それに対して基準42号は、公的年金制度における債務のオンバランスの論理を提示しているが、その論理についてあらためて検討する。その場合の主たる問題は、会計上の債務概念の是非をめぐる問題である。

II 公的年金制度の債務のオンバランスに対する批判の論拠

最近、社会保障、とくに公的年金制度の債務概念はなにが適切か、またその額をどのようにとらえ、それをどのように報告すべきかに関して、網羅的ともいえる国際的な検討が行われた⁶⁾。以下そこでの論争をもとに、公的年金制度の債務のオンバランスに反対する根拠に

ついて検討してみよう。

そこでは、公的年金制度の債務問題が生じた理由のひとつが、私的企業における年金制度—確定給付年金制度—に関する会計基準—とくに国際会計基準 19 号「従業員給付」(IAS19, 1998)—が新たな体系のもとに策定されたことにあるとみて、つぎのようにのべている。

「過去 20 年にわたる株式会社に対する会計基準の変更の結果として、いいかえれば株式会社のバランスシートに未積立年金負債を表示する規定がなされた結果として、政府のバランスシートに社会保障のおよぼすインパクトについての関心が次第に高まってきている。このインパクトはほとんどの国々においては、社会保障制度が現実資金不足に直面し、適切な改革をしないかぎり政府からの資金移転が必要となるまで、仮想的であるかもしれない。しかし、今や財政の専門家はつぎのように主張している。社会保障負債は、財政分析をささえるためにも、政府の特定目的のためのマクロ経済の財政統計フレームワークにとって明示的に報告されなければならない。」⁷⁾

私的企業に対する IAS19 号「従業員給付」が、実際に各国の公的年金制度にどのような影響をおよぼしたのかについて推測の域をでないが、それでも IAS19 号—ならびに米国基準や日本基準—が公的年金制度に対する新たなとらえ方を提起したことは間違いない。それが以下にのべる国際公会計基準 (IPSAS) 42 号「社会給付」の立論に少なからぬ影響を与えていると思われる⁸⁾。そのカギとなるとらえ方は 3 つである。

第 1 に、IPSAS は、さまざまな公的年金制度の形態のうち、なにを対象とするのかという問題である。国際財務報告基準 (IFRS) 19 号「従業員給付」は—わが国の退職給付会計基準もまた—、その対象をいわゆる確定給付制度 (DB) とし、もう一つの確定拠出制度 (DC) は対象外とした。それでも、その後、さまざまな形態がうまれた結果—たとえば、キャッシュバランス・プラン、そしてリスク共有年金制度 (わが国のリスク分担年金制度)—、従来の識別基準の根柢があいまいになっている⁹⁾。IPSAS が公的年金制度のなにを対象とするかは、私的企業のそれと比較にならない複雑さがみとめられるが、どのように考えるべきか (後述)。

第 2 に、IFRS19 号の企業年金制度のとらえ方に関連して、最大の転換点は、従来のように年金制度を将来の給付—債務サイド—とそれに見合う資金 (保有資産と将来の拠出額の総額) とを対応させて考える保険数理的アプローチではなく、債務サイドと資産サイドをそれぞれ別個に認識・測定して、債務 (または資産) のオンバランスされなければならない、という点である。その際の基点は債務をどのようにとらえるかにある。IPSAS もまた同様の問題に直面している (後述)。

第 3 に、上述した第 2 の問題に関連して、公的年金制度が制度加入者と国とのあいだの契約関係とは異質の世代間の所得移転あるいは相互扶助であるから、債務概念は不適切とした場合であっても、会計上の債務概念にもとづく債務額は公的年金制度にとって意味のないものであるといえるのかどうか。かりになんらかの意味があるとすれば、オンバランスに代えて

どのような報告のあり方がもとめられるかどうか。

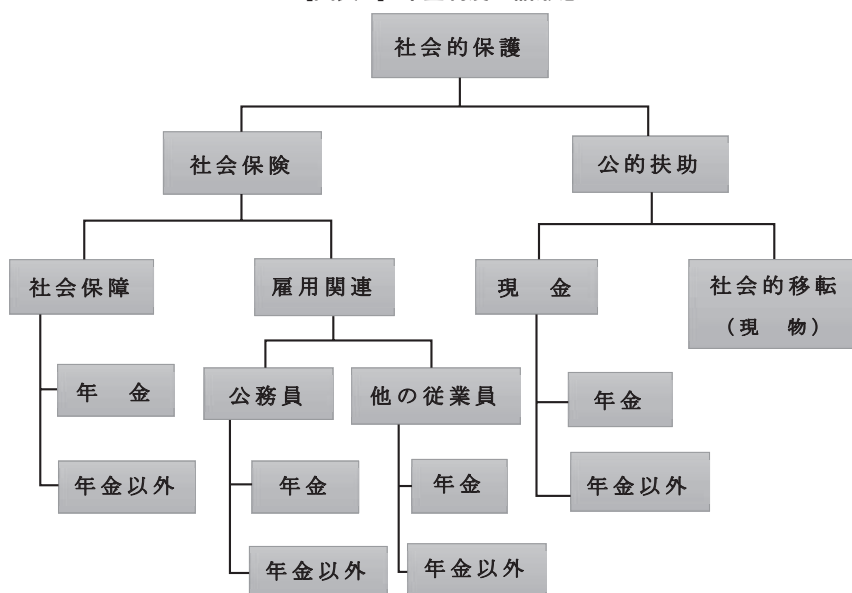
まず第1の問題、すなわち IPSAS が対象とする公的年金制度はなににかに関してである。マクロ経済統計では、年金などの諸形態は〔図表1〕のようになる¹⁰⁾。社会保険は社会保険制度と雇用関連の年金制度からなり、いずれも従業員および（または）雇用主の拠出からなり、拠出と将来の受給権とのあいだには強固なつながりがある。公的年金制度は大体において確定拠出制度（DB）か賦課方式（pay-as-you-go：PAYG）であり、部分的な積立方式が相当額を積立てる方式からなる。

これとは対照的に公的扶助は一般に拠出の規定はなく、政府が提供し、一般税収入によって給付され、特定目的の積立方式はとらない。それゆえ、だれにも資格要件があるか、資産調査にもとづいている¹¹⁾。

次節で検討される公会計基準42号「社会給付」の前に公表された公開草案（2017年）では、上述された社会保護諸制度のうち、国民全員が対象となる制度、拠出をともしない制度、ならびに雇用関連の年金制度を公会計基準の対象外とし、一方、賦課方式であれ加入者の拠出にもとづく制度—公的年金制度と雇用給付—が会計基準の適用範囲とされている。かりに社会保護諸制度すべてを公会計基準42号で対象とすれば、国際公会計基準の概念フレームワークで定義する、つぎの負債概念に抵触する可能性があるゆえ、拠出の制度に限定したと考えられる。（この経緯と問題点については、次節参照。）

「負債：当該エンティティによる過去の事象から生ずる資源の流出をともなう現在の責務：過去の事象を充足するためには、現在の事象が過去の取引またはその他の事象から生

〔図表1〕年金制度の諸形態



〔出所〕 Winer, Mitchell, Philip Stokoe, “Discussing accrued-to-date liabilities,” *International Social Security Review*, Volume 71, Issue 3, July/September 2018, p.29.

じ、かつ当該エンティティから資源の流出を要する。

：拘束力のある責務とは、法的責務と拘束力のある法律外の責務からなる。いずれも交換取引と非交換取引からなり、負債が発生するためには外部の当事者がいなければならない。」

上述したように、IPSAS が社会保護諸制度のうちなにを対象とするかは、会計—公会計であれ企業会計であれ—がどのような観点から制度を切り取ってバランスシートに写すか、というとらえ方にかかわっている。それがつぎの第2の問題につながる。

第2の問題は、企業会計に係わる IAS19 号「従業員給付」がバランスシートの資産サイドと債務サイドとを分別して、後者を基点としてとらえる方法が、公的年金制度の目的と性格にてらして適切かどうか、という問題である。この問題は、本稿が検討している International Social Security Review の特集号における重要な論点のひとつである。

公的年金制度—加入者による拠出制をともなう制度—を資産サイドと債務サイドの双方からバランスシートをとらえるアプローチには、3つがある¹²⁾。

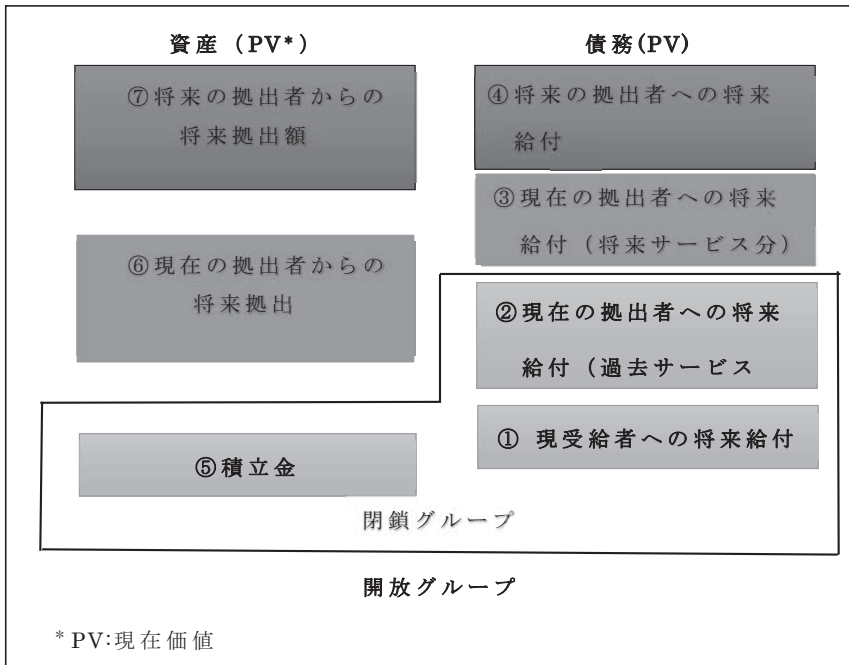
- (1) 将来の拠出により新たに発生する給付額を考慮しない閉鎖グループ・アプローチ
- (2) 上述した (1) にくわえて現在の加入者による将来拠出により将来に発生する給付額を考慮する閉鎖グループ・アプローチ
- (3) 開放グループ・アプローチ

(1) のアプローチにしたがえば、債務額は「現受給者が受け取る将来給付予想総額の現在価値+現拠出者/納税者が既に取得している受給権の現在価値」と等しい。それゆえ、[図表 2] であらわせば①+②となる。これを既発生債務 (accrued-to-date-to-date obligations) という。したがって、このアプローチによれば、正味の年金債務 (net pension obligations) は新たに追加すべき積立総額 (したがって、(①+②-⑤)) となる。

この既発生債務は、わが国の企業会計基準 26 号「退職給付に関する会計基準」でいう退職給付債務 (すなわち、「退職給付債務とは、退職給付のうち、認識時点までに発生していると認められる部分を割引いたものをいう」と同義である (ただし、企業会計上は一般に既発生債務 (accrued obligations) とあらわされる)。同じく正味の年金債務は、同会計基準でいう「負債」(退職給付債務から年金資産の額を控除した額を負債として計上する) と同義である。

したがって、このアプローチに準拠して債務を認識する方法は、全面的に企業会計にしたがうこととなり、後述するような多くの批判をまねいている。この数値は、ユーロスタット (欧州連合統計局) による年金実務により、2017 年末から補足表 29 号に開示が規定されている (後述)¹³⁾。これは公会計基準 42 号「社会給付」にいう保険アプローチにもとづいている¹⁴⁾。このアプローチにもとづく正味の年金債務は、現受給者と現加入員の将来の給付に必要な債務を弁済するに足る資金を意味するから、この正味の年金債務は年金制度の「終了積立金」(termination reserve) をあらわしている¹⁵⁾。

[図表2] 開放・閉鎖グループにもとづく債務額の比較



[出所] IAA, *Measuring and Reporting Actuarial Obligation of Social Security Systems*, 2018, p.9.

(2) は、[図表2] の③がプラスされるから、(①+②+③)となる。他方、資産サイドは⑤のほかに⑥が加算される。これは将来に年金制度に加入する新規加入者に対しては閉鎖され、債務額は現受給者と現加入者の既発生債務ならびに現時点では既発生ではない、将来の受給権による額をあらわしている。

(3) は、現受給者、現加入者のほかに将来加入される者もふくまれるから、[図表2] の①+②+③+④の総額となり、他方、資産サイドは⑤+⑥+⑦の総額となる。将来の加入者もふくめるから開放グループのアプローチという。これは明らかに公的年金制度が世代相互間の社会契約 (intergenerational social contract) の性格にもとづいている。

第1節でふれたわが国のかつてのバランスシート論争は上述した(1)と(3)の対立であったが、今回のそれは公会計における債務概念をめぐる論争であり、そしてそれと関連する資産サイドのとらえ方をめぐる論争でもある。その論争の主題を今あらためて会計サイドからどのようにうけとめるべきか。

特集号の対立の基礎には、会計(公会計)対積立方式・長期的持続可能性をめぐる論争がある。後者からの公会計基準批判はつぎのように表現される¹⁶⁾。

「閉鎖グループ・アプローチにおいても—これは一般には職域私的年金制度と私的保険に係る負債の計算に使用されている—、積立ルールが策定がなされていると前提すれば、その潜在的な債務 (implicit debt) を、現受給者の将来給付および現在の被保険者の既発生債務の現在価値から保有積立金を控除したものとして測定される。これは公的年金制度の

ルールと「全額積立留保原則」によって、財務上の債務総額を履行するのに必要な「終了積立金」に一致する金額である。世界中の主要な社会保障制度で制度終了レベルの積立金を保有している国はない。社会保障制度は投資金融資産の額ではなく、世代間の社会的コミットメントと契約によって保証されるのである。それゆえ、このレベルの積立ては不必要である・・・給付と拠出が不均衡になる場合には、自己調整メカニズムと国家による財政的保証が明示的に、または暗黙裡に認識されている。」¹⁷⁾

この批判にもとづけば、閉鎖グループ・アプローチによって測定された正味の年金債務は常に積立てをもとめられる額となるから、将来の拠出を考慮していない点で短期的な視点にたつ債務であり、社会保障に関する長期的な視点一制度の持続可能性の評価という視点を欠いているということになる。

また、すでに述べたとおり企業会計上の会計基準は、債務の認識と積立とは別個の問題にたつて認識・測定・報告するのであるから、公的年金制度は会計基準の対象にはならない、という結論となる。それゆえ、開放グループ・アプローチがもっとも信頼できるアプローチということになる。それでは、企業会計上の既発生債務概念は、公的年金制度にとって意味のないとらえ方であるのかどうか。それが上述した第3の問題である。

EUのユーロスタットとヨーロッパ中央銀行が共同で策定した「年金編集ガイド」によれば、国のバランスシートではなく国民経済計算においてではあるが、既発生債務の使用が指示されている¹⁸⁾。それによれば、2018年時点で29カ国が既発生債務の総額をGDP比で公開しているという¹⁹⁾。この数値の意味することは、ヨーロッパの家計が保有する資産（年金受給権の規模）である²⁰⁾。

しかし、特集号の著者によれば、前述した既発生債務概念の問題点にてらすと、その数値の有用性には問題があるがゆえに、閉鎖グループと解放グループ双方の債務の開示、すなわち複合的開示が提案されている (p.119)。

Ⅲ 国際公会計基準 (IPSAS) 42号「社会給付」における債務概念

冒頭で記したとおり、2018年12月に決定した公会計基準42号「社会給付」は、諮問書、公開草案と大きくことになっていないので、詳細は別にゆずり²¹⁾、ここでは前節までに述べた3つの論点にかぎり検討してみよう。

第1に、基準42号の対象の問題である。基準42号は新たに社会給付という概念をつぎのように定義する。

「5. 社会給付とはつぎのものに提供される現金の移転である。

- (a) 当該制度の適格要件を充足する個人および（または）家族
- (b) 社会的リスクによる影響を軽減するもの
- (c) 社会全体の必要性にかかわるもの」

また、上記の (b) の社会的リスクの定義については、個人、家族の福利にマイナスの影

響をおよぼすもの（例：年齢，健康，貧困，雇用），ならびに個人，家族が追加資金を必要とする時，または所得の減少時に福利にマイナスの影響をおよぼす場合とされている。基準42号の定義では，公開草案63号における社会給付の定義の第4要件（d），「国民だれもが利用可能なサービスでないもの」が削除されている。いいかえれば，前節で対象とされた公的年金制度のうち，「拠出型または部分的拠出型」に限定されていたものが，基準42号では合意がえられず，社会給付全般を対象とする会計基準のかたちをとるのかのような規定となっている²²⁾。

つぎに第2の問題である債務概念の問題である。これは公開草案63号を継承している。すなわち，社会給付—とくに公的年金制度—の債務概念はつぎのように規定されている。

「12. エンティティは，コスト（すなわち，社会給付額）の最善の見積りにあたり負債—当該エンティティが負債としてあらわされた現在の債務の履行時に予想する額—を測定しなければならない。

13. 負債として認識される上限は，エンティティが社会給付の直近の支給時に発生すると予想される額である。」

ここで重要であるのは，オンバランスすべき年金債務を「エンティティが社会給付の直近の支給時に発生すると予想される額」を上限としていることにある。しかし，この上限額も，現行のわが国の処理基準である「支払期限到来基準」—米国基準も同様である²³⁾—，すなわち当期末までに公的年金制度の給付期限が到来しているが未払いの額をオンバランスする基準—とそれほど大きな違いはない。

それでは，公会計基準42号の意義はどこにあるのか。その第1は，社会給付—とくに公的年金制度—の公会計問題を債務概念の前提にして，そのフレームワークを構成している点である。それを公開草案では債務発生事象アプローチ（obligating event approach）としていたが，基準42号では用語を一般アプローチ（general approach）と代えて，つぎのように述べている。

「6. エンティティはつぎの時に，社会給付の負債を認識しなければならない。

（a）当該エンティティは，過去の事象から発生する資源の流出に関する現在の債務を負っている。」

この債務概念にもとづく場合，加入時点における債務認識時点から最後の時点である「法的拘束力のある請求権の取得」，すなわち「次の給付請求権を受ける資格要件の充足，給付期限到来したもの」（これは前述した支払期限到来基準である）まで5つの時点がある。最終的には，第4の時点である「次の給付請求権の承認を受ける資格要件の充足」時が，債務概念として規定された²⁴⁾。従来にくらべて，一時点だけ早く債務を認識しなければならない。

第3に，上述したとおり，債務概念を狭くとらえてオンバランスされるべき額は，財務報告時点からみて，次の受給権を取得した者の給付額に限定されたが，前節で問題となった

既発生債務、あるいは開放グループ・アプローチにもとづく年金財政の開示については、なにも規定されていない。

公開草案 63 号で規定されていた文言、すなわち、「債務事象発生アプローチを使用したさいに社会給付制度に関して会計の含意していることの説明」(24 節) も公会計基準 42 号では削除されている。前述したとおり、これは既発生債務のとらえ方に対する IPSASB の方向がさだまっていないゆえであろう。

IV IPSAS と国際的機関の連携による会計基準の制定

本稿の課題は、社会保障、とくに公的年金制度における債務概念と国のバランスシートへの年金債務のオンバランスをめぐる論争を整理することにあつた。そこでの論点は、会計—公会計—と積立のあり方—給付の財源の調達方法—との対立をどのように受け止めるかという点にあつた。会計サイドは、企業会計の年金給付に関する国際会計基準にならぬ、とらえ方の基点をバランスシートの貸方の債務の認識におかれる。一方、積立サイドの観点にたてば、現在と将来の積立と給付—債務—とを総合的にとらえて把握する。両者は切り離して現在の時点における財政状態を写す情報の有用性は否定される。

両者に共通する問題が、既発生債務—現受給者の将来の給付額、ならびに現に拠出しているが、まだ受給していない現加入者がすでに取得した将来の受給権—をどのようにみるかというところにあつた。この概念がすでに企業を対象とする国際会計基準 19 号「従業員給付」の前提となるととらえ方であるだけに、既発生債務の概念は公的年金制度だけでなく、社会保障に関する IPSAS の方向を占ううえでも重要な問題である。

昨年 12 月に決定した公会計基準 42 号においても、債務概念は重要な論点であり、債務発生事象アプローチとして債務発生時点にかかわる問題として検討され、とくに国際財務報告基準 (IFRS) における債務概念のひとつである履行義務 (performance obligations) に関連づけて論じられている。履行義務もまた IFRS15 号「顧客との契約から生ずる収益」(Revenue from Contracts with Customers) におけるもっとも重要な、新しい債務概念であつた。それによれば、履行義務とはつぎのとおり定義されている。

「エンティティは、契約の開始時に、顧客と約束した財またはサービスを査定し、顧客に移転すべき財またはサービスの契約ごとに、履行義務として識別しなければならない。」(IFRS15, para.22)

この履行義務は公会計においては、パブリックセクターの取引における識別基準である交換取引と非交換取引に代替する新たな概念と組み替えられようとしているが、それが社会保障の公会計基準にどのように影響をおよぼすのか、現時点では定かではない²⁵⁾。

その最大の理由は、社会保障、とくに公的年金制度のオンバランス問題があつかう対象を拋出型に限定したとしても、いくつか制度特有の難題—会計があつかうことが難しい問題—がのこっているからである。その最大の問題は、そもそも公的年金制度は世代間の所得移転

の問題であり、社会的コミットメントないしは社会的契約であり、それを債権債務契約として切り取ることが適切か、という基本にかかわる問題である。それはカナダの公的年金制度に関連するつぎのとらえ方にあらわれている²⁶⁾。

「賦課方式も部分的な積立制度もまた、社会契約をあらわしており、それによりある年度における現在の拠出者の拠出額が現受給者の給付に利用できる。この社会契約により現在と過去の拠出者の請求権が将来の拠出者の拠出をうみだす基礎となる。社会保障の賦課方式または部分的な積立制度の財務的持続可能性をバランスシートによって評価するには、これら請求権を考慮しなければならない。」

これに関連して会計が拠出型を対象として、非拠出型にもとづく公的年金制度をふくむ社会保障制度を対象外とすれば、それはまた社会保障制度の会計をカバーしたことにはならず、制度自体の関連性を会計が無視しているという批判をまねくことになる。いいかえれば、社会保障制度そのもののあり方を会計（基準）が識別し、債務を定義し、オンバランスをもとめるとすれば、それは会計が制度を識別してしまい、それが制度の方向に少なからず影響する可能性をもつことになる。すなわち、会計裁定（accounting arbitrage）の問題である。

つまり、会計基準が同じ性格をもつ公的年金制度について、一方の制度がひとつの要件を欠いているので年金債務のオフバランスをみとめ、他方はオンバランスとなるような場合、債務のオンバランスを回避するため制度そのものを変更する、そこに会計裁定がはたらく²⁷⁾。

この問題に関連してもうひとつ留意しておかなければならない側面がある。社会保障、とくに公的年金制度の国際公会計基準（IPSAS）の設定問題は、公会計基準の問題だけでなく、国際的な財政再建国家—たとえば、ギリシア—における公会計のあり方と密接に関連している問題である。そのことは、IPSASBの理事会を構成する正規のメンバーのほかに、オブザーバー資格を有する国際機関のなかに、アジア開発銀行、欧州委員会、IMF、国連、世界銀行がふくまれている点にあらわれている²⁸⁾。国際的な金融と財政再建に大きな役割を果たしているIMFの国際的な公会計基準の動きなど、これに関連して注目しなければならない²⁹⁾。

たとえば、この問題は、ギリシアの財政危機に対する財政の実態が評価された時、債務の評価をめぐって会計の考えかたがとくに問題になったところにあらわれている³⁰⁾。それによれば、問題は2010年のギリシアの財政破綻にともなう救援資金の債務の評価にあった。GDPの175%に達する債務評価と財政再建をどのようにすべきか、という点にあった。当時、ギリシアは本稿で問題にしているIPSASの発生主義会計をはじめ同基準の導入を決定した。

この動きは、IPSASのあり方を他の問題と切り離して論ずることはできず、債権国や債権者にとってギリシアの財政の実態と再建のツールとしてIPSASをどのように設定し、利用されるべきかという「政治的な」問題としてあらわれているように思われる³¹⁾。

こうした動向に関して即断は難しいとしても、国際会計基準が独自の展開ではなく国際的な諸機関と連動して構築される可能性を示唆している。この観点にたつと、社会保障、とり

わけ公的年金制度の公会計基準の問題は、会計基準の機能である各国の制度そのものの差異をこえた、会計処理—債務概念の認識・測定・報告—の標準化、統一化にむけて加速する可能性を示唆している。

注

- 1) また、つぎのように述べている。「公会計公会計基準 42 号は、政府にとっての持続可能性に関するより正確な概観を知るうえでの礎石となる・・・また、公会計基準 42 号の実施によって得た情報を長期的な予測によって補足することが重要となるであろう。」International, “IPSASB approves landmark social benefits accounting standard,” 6 Dec. 18. <https://www.publicfinanceinternational.org/opinion/2018/12/ipsas-42-answer-life-universe-and-everything1>
- 2) たとえば、公的年金制度の債務に関する処理基準、たとえば米国基準によれば、当年度末に給付期限がすでに到来し、未払いの額—支払期限到来基準—が負債としてオンバランスされる。それゆえ、公会計基準 42 号では次年度の最初に支給される給付額が負債となるので、その差額はさほど大きくはないであろう。後述の [注 23] も参照。
- 3) International, “IPSAS42-the answer to life, the universe and everything?,” 7 Dec. 18. <https://www.publicfinanceinternational.org/news/2018/12/ipsasb-approves-landmark-social-benefits-accounting-standard>
- 4) つぎのとおりである。IPSASB, Consultation Paper, *Recognition and Measurement of Social Benefits*, July 2015. IPSASB, Exposure Draft 63, Proposed International Public Sector Accounting Standard, *Social Benefits*, October 2017. なお、諮問書の詳細についてはつぎを参照。拙稿「社会給付の債務認識をめぐる公会計福の国際的動向—国際公会計基準審議会 (IPSASB) 諮問書「社会給付の認識と測定」(2015) をめぐって—」『産業経営プロジェクト報告書 公会計改革の理論・制度と課題』(代表 古庄修) に第 40-2 号 (2017.3)。
- 5) たとえば、つぎを参照。高山憲之、塩濱敬之「年金改革—バランスシート・アプローチ」『経済研究』Vol.55, No.1, Jan.2004。堀勝洋「新「バランスシート論」について」『年金と経済』Vol.25 No.2。大谷津晴夫「賦課方式年金の資産と負債」『南山経済研究』第 20 巻第 3 号, 2006 年 3 月。
- 6) Special Issue, Actuarial and Financial Reporting of Social Security Obligations, *International Social Security Review*, Volume 71, Issue 3, July/September 2018, pp.1-131。以下、本特集号に掲載された論文の引用については、著者と論文名のみ記す。
- 7) Drouin, Anne, Pi'rrre Plamandon, and Cristina Loaret, “Towards a fair assessment of social security liabilities under pay-as-you-go and partially funded schemes,” p.82。
- 8) 私的企業の年金制度をめぐる IAS19 号、米国基準および日本基準についての検討は、たとえばつぎを参照。拙著『年金の会計学』新世社、2000 年。拙著『企業年金会計の国際比較』中央経済社、1996 年。
- 9) つぎを参照。拙稿「年金債務の帰属・配分と年金制度の識別基準」『平成 26 年度年金総合研究所報告書 退職給付会計の課題の考察』2015 年 4 月。
- 10) 以下の説明はつぎによる。Wiener, Mitchell, and Philip Stokoe, “Discussing accrued-to-date liabilities,” p.29-31。
- 11) 上記の論文によれば、「Helpage International website によれば、15 カ国が国民全員を対象とする公的扶助であり、適格者の 75% をカバーしている。また少なくとも 40 カ国は資産調査にもとづく制度を有し、それに適格な住民の 10% 以上を対象としている。」p.31。
- 12) 以下による。D'Ambrogio-Ola, Barbara, and Robert L. Brown, “Measuring and reporting obligations of social security retirement systems: Actuarial perspectives,” pp.13-25。
- 13) Eurostat, *European system of national and regional accounts-ESA 2010*, 2013。
- 14) 保険アプローチとは、つぎの要件に該当するものを指している。①社会給付制度が拠出によって完全に積み立てられると計画されている、②当該エンティティが保険契約の発行企業と同様に、制度の財務パフォーマンスと財政状態についての定期的な評価をふくむ制度を運営している。詳細はつぎの前掲拙稿を参照。拙稿「社会給付の債務認識をめぐる公会計福の国際的動向—国際公会計基準審議会 (IPSASB) 諮

- 問書「社会給付の認識と測定」(2015)をめぐって一」。
- 15) Drouin, Anne, Pierre Plamondon, and Cristina Lloret, "Towards a fair assessment of social security liabilities under pay-as-you-go and partially funded schemes," p.87.
 - 16) Drouin, Anne, Pierre Plamondon, and Cristina Lloret, "Towards a fair assessment of social security liabilities under pay-as-you-go and partially funded schemes," p.87.
 - 17) つぎも参照。それによれば、「閉鎖グループ・アプローチは、保険数理上の評価をおこない、長期的な財務的持続可能性を受給適格要件に係る法規の修正によって回復させるような改革の可能性を無視している。」Stavrakis, Costas, "Reporting the pension obligations of social security schemes: An EU perspective," p.87.
 - 18) Eurostat and European Central Bank, *Technical compilation guide for pension data in national accounts*, 2011. 詳細はつぎを参照。Stavrakis, Costas, "Reporting the pension obligations of social security schemes: An EU perspective," pp.105-120.
 - 19) 上記の論文によれば、GDPにしめる既発生債務の比はつぎのとおりである。アイルランド 1.3, ベルギー 3.8, 平均 2.4.
 - 20) *Ibid.*, p.110.
 - 21) 拙稿「社会給付の債務認識をめぐる公会計基準の国際的動向—国際公会計基準審議会 (IPSASB) 諮問書「社会給付の認識と測定」(2015)をめぐって—」『産業経営プロジェクト報告書 公会計改革の理論・制度と課題』第 40-2 号 (2017.3).
 - 22) 公会計基準 42 号の「結論の根拠」において、つぎのように述べている。「BC23 公開草案 63 号は社会給付の範囲から集合財と国民だれもが利用可能なサービスをとくに除外した公開草案 63 号に対するコメントレーターのほとんどは、これを支持している。この定義により、社会給付と国民だれもが利用可能なサービスとの識別が明確に定義された。」ところが、少数派のコメントレーターはこれら 2 つの識別は難しいと答えている。その結果、「IPSASB は公開草案 63 号の社会給付の定義は明確さを欠くと結論づけた。」(BC26)
 - 23) 米国の連邦財務会計基準によれば、支払期限到来債務 (due and payable) とは、報告認識されるコストは、当該期間の給付額プラス前期末から当期末までのあいだの負債の増加額 (または減少額) である。FASAB, *Statement of Federal Accounting Standard 17: Accounting for Social Insurance*, 1999.
 - 24) 詳細は前掲拙稿を参照。「社会給付の債務認識をめぐる公会計基準の国際的動向—国際公会計基準審議会 (IPSASB) 諮問書「社会給付の認識と測定」(2015)をめぐって—」67 頁。
 - 25) 公会計基準における交換取引と非交換取引の識別に関する最近の動向については、つぎを参照。拙稿「社会給付の負債のオンバランス化をめぐる国際公会計基準の論理」『産業経営研究』第 40 号 (2018).
 - 26) Billig, Assia, and Jean-Claude Me'nard, "Measuring and reporting the actuarial obligations of the Canada Pension Plan," p.69.
 - 27) 公的年金制度と IPSAS のあいだに生ずる会計裁定の問題については、つぎを参照。Wiener, Mitchell, and Philip Stokoe, "Discussing accrued-to-date liabilities," p.27, 45.
 - 28) 詳細はつぎを参照。Muller, Thomas, and Marques Berger, *IPSAS Explained: A Summary of International Public Sector Accounting Standards*, Third Edition, 2018, Chapter 1.
 - 29) たとえば、つぎを参照。IMF, *Implementing Accrual Accounting in the Public Sector*, September 2016. 財政再建国家と各国政治、文化、制度の関係と後者の後退については、つぎを参照。ヴォルゲガンク・シュトレーク『資本主義はどう終わるか』みすず書房, 2017, 第 4 章「欧州「財政再建」国家の成立」。
 - 30) つぎを参照。Serafeim, George, "Greece's Debt Sustainable?, *Harvard Business Review*, June 15, 2015.
 - 31) 会計 (制度) の「政治的」問題の意味することについては、さしあたり、つぎを参照。拙著『会計政策の現在』同文館, 1991 年, 第 I 編。

[注記]

本論文は、『産業経営研究』第 41 号 (2019.3) に本プロジェクトの成果の一つとして公表されたものに加筆修正したものである。